

津市下水道予定処理区域浄化槽設置事業補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 3 1 日上下水道事業訓第 3 号

改正 令和 3 年 2 月 1 6 日上下水道事業訓第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るとともに、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に資するため、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 1 項の規定により本市が定めた事業計画における予定処理区域（以下「下水道予定処理区域」という。）内で浄化槽を設置しようとする者に対し、津市上下水道事業の事務の執行に関する規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 4 号）の規定により準用する津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 汚水 下水道法第 2 条第 1 号に規定する下水（雨水を除く。）をいう。
- (3) 浄化槽 浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する浄化槽であって、同法第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合し、及び生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）に係る除去率が 9 0 パーセント以上で、かつ、その放流水の BOD に係る日間平均が 1 リットル当たり 2 0 ミリグラム以下の機能を有するもの（合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年 1 0 月 3 0 日衛浄第 3 4 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「厚生省指針」という。）が適用される浄化槽にあつては、厚生省指針に適合するものに限る。）をいう。
- (4) 専用住宅 主に住居の用に供し、又は床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するための建築物をいう。
- (5) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 1

06号) 附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

- (6) くみ取便所 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便所であって、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第29条各号に掲げる基準に適合するものをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「下水道予定処理区域浄化槽設置事業補助金」(以下「補助金」という。)と称する。

(補助金の対象地域)

第4条 補助金の対象となる地域は、下水道予定処理区域内で、次の各号のいずれにも該当しない地域とする。

- (1) 公共下水道により汚水を排除できる地域
- (2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域
- (3) 下水道法第4条第1項の規定により下水道予定処理区域として定めた日の翌日から7年を経過する日の属する年度の末日までに公共下水道により汚水を排除することが可能と見込まれる地域

(交付の対象)

第5条 補助金は、前条に規定する補助金の対象となる地域において、次の各号のいずれかに該当する者に対して、これを交付するものとする。

- (1) 専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する者
- (2) 販売等により営利を目的として、処理対象人員10人以下の浄化槽付きの専用住宅を新築し、若しくは取得し、又は当該専用住宅に改築する者(以下「営利専用住宅建築者」という。)から自ら居住の用に供するため当該専用住宅を取得する者(以下「浄化槽付住宅取得者」という。)

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、これを交付しない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けず、又は浄化槽法第5条第1項の規定による届出に係る行為が完了しない場合において、浄化槽を設置し、又は浄化槽付きの専用住宅を取得する者
- (2) 補助金の交付の対象となる年度内に、浄化槽の設置を完了せず、若しくは完了する見込みがなく、又は浄化槽付きの専用住宅を取得せず、若しくは取得する見込みがない者

- (3) 営利専用住宅建築者
- (4) 専用住宅の賃借が行われている場合において、貸主の承諾を得ないで当該専用住宅に浄化槽を設置する借主
- (5) 専用住宅を新築し、又は増築する場合において、汚水処理の未普及の解消につながらない浄化槽を設置する者
- (6) 専用住宅の建替えに伴い浄化槽を設置する者
(補助金の額)

第6条 補助金は、別表の左欄に掲げる浄化槽の処理対象人員（店舗等を併用した専用住宅については、その居住の用に供する部分等を勘案して市長が認める人員をその処理対象人員とする。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額（当該浄化槽の設置又は取得に要する費用に相当する額が当該右欄に掲げる額未満のときは、当該費用に相当する額）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第7条 規則第3条第1項の別に定める期日は、浄化槽の設置工事に着手する日の10日前とする。ただし、浄化槽付住宅取得者にあつては、その浄化槽付きの専用住宅を取得した日の属する年度の末日とする。

(添付書類)

第8条 規則第3条第1項第4号の上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証及び浄化槽に係る浄化槽調書若しくは浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書の写し又は浄化槽法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽の設置に係る届出書の写し
- (2) 専用住宅の借主にあつては、貸主の浄化槽の設置に係る承諾書
- (3) 浄化槽付住宅取得者にあつては浄化槽付きの専用住宅に係る売買契約書の写し、浄化槽付住宅取得者以外の者にあつては浄化槽設置工事に係る工事契約書の写し
- (4) 厚生省指針が適用される浄化槽にあつては、厚生省指針に適合しているものであることを証する書類
- (5) 単独処理浄化槽の使用を廃止し、浄化槽を設置する者にあつては、単独処理浄化槽を使用していることを証する書類
- (6) くみ取便所の使用を廃止し、浄化槽を設置する者にあつては、くみ取便

所を使用していることを証する書類

- (7) 浄化槽を設置する住宅の平面図
- (8) 誓約書（別記様式）
- (9) 交付申請時における既存排水設備及び工事計画の内容が分かる書類
- (10) その他管理者が必要と認める書類
（事前協議）

第9条 営利専用住宅建築者は、あらかじめ別に定める事前協議書に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出し、協議しなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する浄化槽調書若しくは浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書又は浄化槽の設置に係る届出書（当該届出書に係る添付書類のうち、建築平面図、配置図及び浄化槽法定検査のうち浄化槽法第7条第1項の規定による検査について指定検査機関に検査依頼を行ったことを証する書類を除く。）の写し
- (2) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の規定による提出があった場合において、補助金の交付の対象になると認めるときは、その旨を営利専用住宅建築者に対し、回答するものとする。

（実績の報告）

第10条 補助金の交付を受ける者は、規則第12条の規定により実績報告書を提出するときは、浄化槽を設置した場合にあっては当該設置を完了した日から起算して60日を経過した日若しくは補助金の交付の対象となる年度の末日のいずれか早い日までに、浄化槽付きの専用住宅を取得した場合にあっては当該専用住宅を取得した日の属する年度の末日までに次に掲げる書類を添付してこれを行わなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者との浄化槽の保守点検に係る業務委託契約書の写し
（補助金の交付を受ける者が自ら当該保守点検を行う場合にあっては、自らこれを行うことができることを証する書類）
- (2) 浄化槽清掃業者との浄化槽の清掃に係る業務委託契約書の写し（補助金の交付を受ける者が自ら当該清掃を行う場合にあっては、自らこれを行うことができることを証する書類）
- (3) 浄化槽の設置工事の状況が確認できる写真
- (4) 浄化槽法第2条第10号に規定する浄化槽設備士による浄化槽の設置工事に係る確認書

(5) 浄化槽付住宅取得者にあつては、浄化槽付きの専用住宅を取得し、又は当該専用住宅に自ら居住していることを証する書類

(6) その他管理者が必要と認める書類
(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。
附 則

1 この訓は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用する。

附 則（令和 3 年 2 月 16 日上下水道事業訓第 1 号）

1 この訓は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の津市下水道予定処理区域浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

(1) 単独処理浄化槽又はくみ取便所の使用を廃止し、浄化槽を設置する場合

処理対象人員	限度額
5人	332,000円
6人～7人	414,000円
8人～10人	548,000円

(2) 前号以外の場合

処理対象人員	限度額
5人	84,000円
6人～7人	103,000円
8人～10人	138,000円

別記様式（第 8 条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先） 津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

電 話

私は、当該補助金が公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために交付されることを理解し、浄化槽の適正な維持管理に努めます。

なお、公共下水道の供用が開始された場合においては、下水道法第 10 条第 1 項及び津市公共下水道条例第 3 条の規定に従い、速やかに汚水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水設備を設置することを誓約します。